

国四整適業第3号

平成25年4月15日

一般社団法人建設産業専門団体連合会 会長 殿

国土交通省  
四国地方整備局長



国土交通省及び四国地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組等について（周知依頼）

国土交通行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜りありがとうございます。

平成24年10月、当整備局の高知県内での一般土木工事等発注において、談合行為が繰り返されていたとして、入札参加業者らに対し、公正取引委員会から排除措置命令等が出されました。また、当該入札談合では、当整備局職員の関与が認められる、いわゆる「官製談合」であるとして、公正取引委員会から国土交通省に対し改善措置要求が行われ、さらにこれが、「水門談合」「車両管理談合」に続く3回目の国土交通省に対する改善措置要求となることから、省全体として再発を確実に防止するために効果的な改善措置を求める「要請」も行われました。

国土交通省では、「高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、その実態解明と再発防止対策等の検討を行い、平成25年3月14日、「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」において、別紙1のとおり「再発防止対策」を取りまとめました。

また、四国地方整備局では、当整備局におけるコンプライアンス等の強化を図るため「四国地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、平成25年3月28日、別紙2のとおり「平成25年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定しました。

四国地方整備局では、二度とこのような不祥事を起こさぬよう、入札契約に関する不正の防止、綱紀保持の徹底に向け、最大限の努力を行っていく所存ではありますが、再発防止対策等の実効性を高めるためには、関係事業者の皆様のご理解・ご協力が不可欠と考えております。

つきましては、誠に勝手ながら、貴団体の会員各社の皆様に別紙資料について周知いただき、取組の趣旨、内容についてご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

# 高知県内における入札談合事案に関する 調査報告書

(抄)

第1章 調査の概要	1
第2章 調査の経緯	2
第3章 調査の概要	3
第4章 調査の概要	4
第5章 調査の概要	5
第6章 調査の概要	6
第7章 調査の概要	7
第8章 調査の概要	8
第9章 調査の概要	9
第10章 調査の概要	10
第11章 調査の概要	11
第12章 調査の概要	12
第13章 調査の概要	13
第14章 調査の概要	14
第15章 調査の概要	15
第16章 調査の概要	16
第17章 調査の概要	17
第18章 調査の概要	18
第19章 調査の概要	19
第20章 調査の概要	20
第21章 調査の概要	21
第22章 調査の概要	22
第23章 調査の概要	23
第24章 調査の概要	24
第25章 調査の概要	25
第26章 調査の概要	26
第27章 調査の概要	27
第28章 調査の概要	28
第29章 調査の概要	29
第30章 調査の概要	30
第31章 調査の概要	31
第32章 調査の概要	32
第33章 調査の概要	33
第34章 調査の概要	34
第35章 調査の概要	35
第36章 調査の概要	36
第37章 調査の概要	37
第38章 調査の概要	38
第39章 調査の概要	39
第40章 調査の概要	40
第41章 調査の概要	41
第42章 調査の概要	42
第43章 調査の概要	43
第44章 調査の概要	44
第45章 調査の概要	45
第46章 調査の概要	46
第47章 調査の概要	47
第48章 調査の概要	48
第49章 調査の概要	49
第50章 調査の概要	50
第51章 調査の概要	51
第52章 調査の概要	52
第53章 調査の概要	53
第54章 調査の概要	54
第55章 調査の概要	55
第56章 調査の概要	56
第57章 調査の概要	57
第58章 調査の概要	58
第59章 調査の概要	59
第60章 調査の概要	60
第61章 調査の概要	61
第62章 調査の概要	62
第63章 調査の概要	63
第64章 調査の概要	64
第65章 調査の概要	65
第66章 調査の概要	66
第67章 調査の概要	67
第68章 調査の概要	68
第69章 調査の概要	69
第70章 調査の概要	70
第71章 調査の概要	71
第72章 調査の概要	72
第73章 調査の概要	73
第74章 調査の概要	74
第75章 調査の概要	75
第76章 調査の概要	76
第77章 調査の概要	77
第78章 調査の概要	78
第79章 調査の概要	79
第80章 調査の概要	80
第81章 調査の概要	81
第82章 調査の概要	82
第83章 調査の概要	83
第84章 調査の概要	84
第85章 調査の概要	85
第86章 調査の概要	86
第87章 調査の概要	87
第88章 調査の概要	88
第89章 調査の概要	89
第90章 調査の概要	90
第91章 調査の概要	91
第92章 調査の概要	92
第93章 調査の概要	93
第94章 調査の概要	94
第95章 調査の概要	95
第96章 調査の概要	96
第97章 調査の概要	97
第98章 調査の概要	98
第99章 調査の概要	99
第100章 調査の概要	100

平成25年3月14日

国土交通省

## 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書

### 第1章 事案の概要と経緯

### 第2章 調査・検討の方針・体制

- 1 調査方針・調査体制
- 2 調査対象と調査方法

### 第3章 事情聴取の概要

### 第4章 要因・背景

- 1 要因・動機
- 2 背景

### 第5章 地方局全体の総点検と再発防止対策の検証

- 1 地方局全体の総点検
- 2 これまでの再発防止対策と取組状況及びその検証

### 第6章 再発防止対策

- 1 コンプライアンス推進の強化
- 2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底
- 3 ペナルティの強化
- 4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証
- 5 再就職の自粛要請
- 6 再発防止対策の周知
- 7 その他

#### (参考)

- ・「高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」
- ・四国地方整備局及び高知県の建設業をとりまく状況
- ・入札等の状況
- ・四国地方整備局における業務運営及び職員管理の状況
- ・企業アンケート調査等の結果

## 第6章 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、第4章に述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく措置が必要である。また、併せて、第5章で述べたとおり、本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとする。

### 1 コンプライアンス推進の強化

#### (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

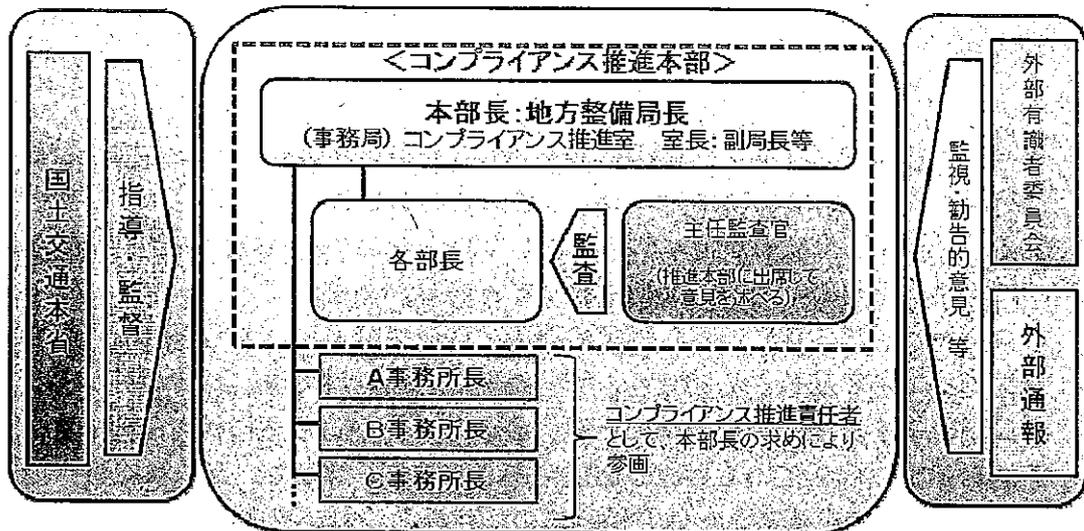
地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

#### (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



### (3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

### (4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥ってい

たと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し(発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき)、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

#### (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

#### (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

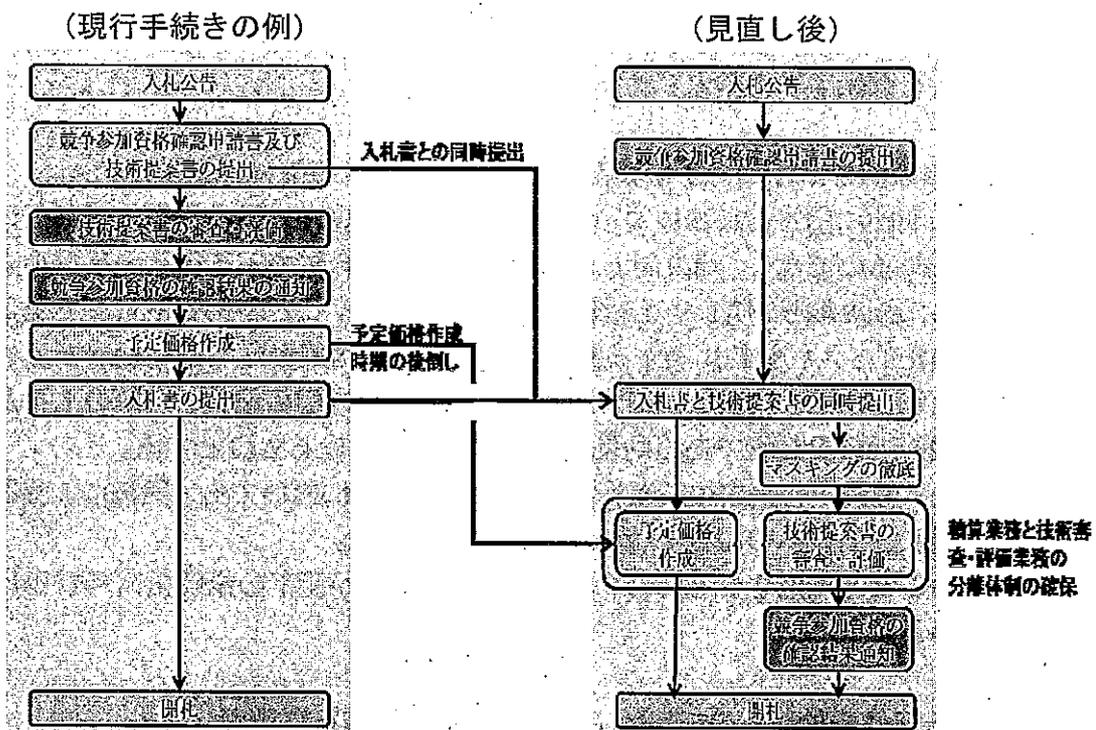
## 2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

### (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。



## (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

## (3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名など

の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

### 3 ペナルティの強化

#### (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

#### (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

### 4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

#### (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

#### (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するな

ど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いきにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

5 再就職の自肅要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自肅を要請する。

## 6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

## 7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。

## 平成25年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画(抄)

平成24年10月17日、高知県内における四国地方整備局の土木工事発注に関し、入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為が認められるとして(以下「高知事案」という。)、公正取引委員会から国土交通省に対し、同法に基づく改善措置要求が行われた。

国土交通省はこれを受け、同日「当面の再発防止対策について」を取りまとめ、各地方整備局ごとに局長を本部長とする「コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化(以下「コンプライアンス等の強化」という。)に継続的に取り組むこととした。また、各地方整備局ごとに外部有識者で構成する「コンプライアンス・アドバイザリー委員会」を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとした。

本推進計画は、平成24年11月12日に制定された四国地方整備局コンプライアンス推進本部規則(以下「本部規則」という。)第3条の規定に基づき、四国地方整備局におけるコンプライアンス等の強化を図るために平成25年度に取り組むべき事項を定めたものである。

なお、本部規則において、「コンプライアンス」とは、四国地方整備局における発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持、並びに、その他公正性及び倫理性に係る社会的責任に関する国民目線からの要請に適合するために必要な事項と定義されている。

## I コンプライアンスの推進

## 1 幹部職員のコンプライアンスの徹底

## 2 職員の意識改革

## 3 発注者綱紀保持の徹底

高知事案では、事業者や事業者団体との対応の問題が副所長個人の判断に任せられ、四国地方整備局発注者綱紀保持規程(以下「規程」という。)の趣旨や綱紀保持の体制が十分に活かされていないことを踏まえ、改めて組織としての対応の強化を図り、発注者綱紀保持を徹底するために、以下の取組を進める。

## (1) 事業者等との対応

## 1) 対応ルールについて、職員及び事業者等に徹底

職員に対し、規程第5条に規定する事業者等との応接方法に係るルールについて徹底するとともに、事業者等に対しても、趣旨、内容等について周知徹底し、理解を求めるものとする。

## 2) 事務所副所長以下職員の個室の廃止

事務所副所長以下職員の個室については廃止する。

なお、構造上・経費上の課題のある事務所においては、段階的な対応を実施することとする。

## (2) 不当な働きかけに対する報告の徹底

職員に対し、規程第12条第1項に規定する事業者等への対応を徹底するとともに、特に同条第2項以下に規定する報告については、組織のトップである局長への速やかな報告を徹底し、組織として毅然とした対応を行う。

なお、発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある不当な働きかけについては、組織として必要な措置を講ずるとともに、随時又は定期的に公表を行う。

また、四国地方整備局の職員間における情報漏洩要求行為等の、規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けた職員は、規程第6条の規定により速やかに発注者綱紀保持担当者に報告を行う。

局長は、コンプライアンスの推進、コンプライアンス等に関する問題の抱え込み防止と組織全体での対応及び入札契約にかかる不当な働きかけへの対応等について、適宜全職員に対する呼びかけを行うものとする。

## 4 円滑なコンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組

## II 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

## 1 不正が発生しにくい制度への見直し

「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札手続きの見直しに係る試行の実施について(平成24年12月28日付け国地契第67号ほか及び平成25年1月8日付け国港総第378号ほか)に基づき、不正が発生しにくい入札契約制度への見直しを行うため、当面の間、一部の工事の手続きについて以下の取組を試行する。

① 予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

② 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

③ 技術提案書における業者名のマスキングを徹底、入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るものとする。

なお、技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証する。

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合期間中に受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないことと等、「高知県内の入札談合事案を踏まえた総合評価落札方式における評価の厳正な運用に係る当面の対応について(平成25年2月6日付け大臣官房地方課ほか及び同7日付け港湾局総務課ほか)」に基づき運用することとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

## 2 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

## Ⅲ ペナルティの強化

### 1 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

なお、「工事請負契約の制定について」の一部改正について」及び「工事請負標準契約書の制定について」の一部改正について」(平成24年11月30日付け国地契第55号ほか)に基づき対策を実施する。

### 2 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

## Ⅳ 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

### 1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

### 2 推進計画に基づく取組の実効性の定期的検証

### 3 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど、透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の落札率(月平均・年平均)の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

### 4 内部監査の強化・充実

## Ⅴ 再発防止対策等の周知

再発防止対策(平成25年3月14日、「高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」取りまとめ)及び推進計画に基づく取組等の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策、取組の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるとする。

周知の方法は以下のとおりとする。

- ① 本局ホームページに、有資格業者を対象としたコンプライアンス推進計画の取組及び発注者綱紀保持の取組についての協力依頼を掲載する。
- ② 一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組への協力依頼文を同封する。
- ③ 各部長及びコンプライアンス推進責任者は、事業者団体との各種意見交換会等で、四国地方整備局コンプライアンス推進計画の取組及び発注者綱紀保持の取組等を周知する。
- ④ 年度当初に当該年度のコンプライアンス推進計画及び発注者綱紀保持の取組について、事業者団体へ会員各社への周知を依頼する。